



2021 文土公第 1833 号

令和 4 年 3 月 31 日

日本共産党文京区議会議員団
東京都議会議員 福手ゆう子 様

土木部みどり公園課長

吉 本 真



令和 4 年 3 月 23 日付で受理しました、件名「区立目白台運動公園に関する質問と要望」の件について、下記のとおり回答いたします。

記

【質問】

- 1 目白台運動公園の樹木について
- ① 2009 年度当初の開園当時の樹木数（中高木と低木）は何本だったかお答えください。
（回答）開園当時の樹木数は、中高木が 1084 本、低木が 5,389 株です。
- ② 西武パートナーズが受託していた期間に伐採された樹木の本数をお答えください。
（回答）伐採や倒木により撤去された中高木の樹木数は 53 本です。
- ③ 目白台パークアップ共同体が受託していた期間に伐採された樹木の本数（中高木と低木）をお答えください。
（回答）伐採や倒木により撤去された中高木の樹木数は 17 本です。低木の株数は確認できておりません。
- ④ 樹木の伐採について「業務要求水準書」では、枯死等により伐採が必要な場合は、区と協議することとされ、利用者へ周知して伐採するとされています。そこで、両指定管理者と区が事前に協議し伐採した樹木の本数（中高木と低木）と、協議なしで伐採した本数（中高木と低木）をお答えください。
（回答）前指定管理者と区が事前に協議した中高木の樹木数は、文書の保存期間の経過後であるため、把握できておりません。
また、現指定管理者と区が事前に文書で協議して伐採した中高木の樹木数は 2 本で、口頭等による協議や未協議が合わせて 15 本です。
低木の株数は確認できておりません。

- ⑤ 両指定管理者が樹木の伐採について、利用者へ周知した事実はあるのか、いつどのように行ったのか明らかにしてください。

(回答) 伐採一月前に当該樹木並びにHPでの掲示を行っています。

2 西武造園(株)・西武緑化(株)の責任について

区長は本会議答弁(2022年2月15日)で汚泥の不法投棄に関して、指定管理者である西武造園(株)・西武緑化(株)も関与していることを認めています。ところが3月22~23日に行われた汚泥の撤去作業に西武造園(株)(現在、区立肥後細川庭園を公園財団と共に指定管理受託している)や西武緑化(株)は立ち会っていませんでした。

- ① 区は西武造園(株)や西武緑化(株)に対し、撤去作業に立ち会うよう要請した事実がありますか、お答えください。

(回答) あります。

- ② 区は今後、汚泥廃棄について責任を西武造園(株)・西武緑化(株)に対し問う予定はありますか、お答えください。

(回答) 協議中です。

3 目白台パークアップ共同体の「お詫びとお知らせ」(3月18日付)について

目白台パークアップ共同体が3月18日にホームページで公表した「お詫びとお知らせ」では「側溝土砂は再利用目的で樹林地内の補修等に利用していた」としています。

- ① 「側溝土砂は再利用目的で樹林地内の補修等に利用していた」事実について、目白台パークアップ共同体が区に報告した日時を明らかにしてください。

(回答) 2022年2月22日です。

- ② 「側溝土砂は再利用目的で樹林地内の補修等に利用していた」ことについて区は妥当と考えるのか、見解を明らかにしてください。

(回答) 適切ではないと認識しています。

【担当】

土木部みどり公園課 管理係 富田

03-5803-1252